Ⅵ その他の税制
改正のポイント

1 クレジットカード国税納付制度の創設

（通法34の３、34の５、通令７の３、通規２）

国税の納付手段の多様化を図る観点から、インターネット上でのクレジットカードによる納付を可能とする制度が創設されました。

国税を納付しようとする者は、国税庁長官が指定する納付受託者（クレジットカード会社）に納付を委託することができるようになりました。

この場合、納付受託者がその委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定が適用されます。また、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置が講じられました。

◉ クレジットカード納付制度のイメージ

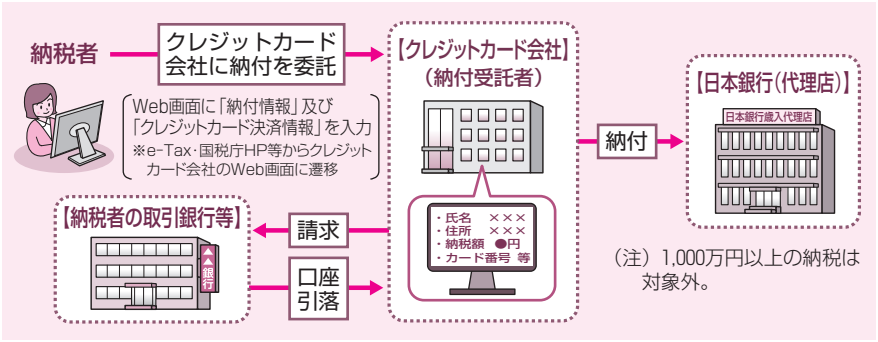

（平成28年度税制改正）参考資料③「その他の改正事項」（財務省資料）を基に作成

適用期日　上記の改正は、平成29年１月４日以後に国税の納付を委託する場合について適用されます。（平28改所法等附１四）

耳より情報　平成29年１月から、国の経費節減のために、国税の口座振替納付をした際の領収証書の送付が廃止されます。なお、必要な場合には、振替結果を証明するなどの対応が予定されています。

2 加算税制度の見直し

（通法65、66、68）

当初申告のコンプライアンスを高める観点から、調査を行う旨等を納税者に通知した後から更正予知までの間に修正申告等がなされた場合の新たな加算税の措置、及び短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置が導入されました。

① 事前通知を受けて修正申告等がなされた場合の措置創設

調査の事前通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知（②において「更正予知」といいます。）する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合（改正前：０％）については５％（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える場合、その超える部分は10%）とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（改正前：５％）については10%（納付すべき税額が50万円を超える場合、その超える部分は15%）とされました。

（注１）次の修正申告等については、上記①の加算税の対象とされません。

イ	次のように調査対象を区分する場合において、調査対象とならない部分に係る修正申告	
	a	調査の事前通知の際に納税者の同意の上、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合
	b	一部の連結子法人の調査を行わないこととした場合
ロ	他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告等	
ハ	相続税又は贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等	

（注２）源泉所得税の不納付加算税は、見直しの対象外です。

② 繰り返しの無申告又は仮装・隠蔽に対する加重措置

期限後申告若しくは修正申告（更正予知によるものに限ります。）又は更正若しくは決定等（以下②において「期限後申告等」といいます。）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して５

年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（更正予知によるものに限ります。）又は重加算税を課され、又は徴収されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税の割合（15%（納付すべき税額が50万円を超える部分は20%））又は重加算税の割合（過少申告加算税・不納付加算税に代えて35%、無申告加算税に代えて40%）について、それぞれその割合に10%加算する措置が講じられました。

（注）過少申告加算税及び源泉所得税の不納付加算税は、見直しの対象外です。

◉ 繰り返しの無申告又は仮装・隠蔽に対する加重措置

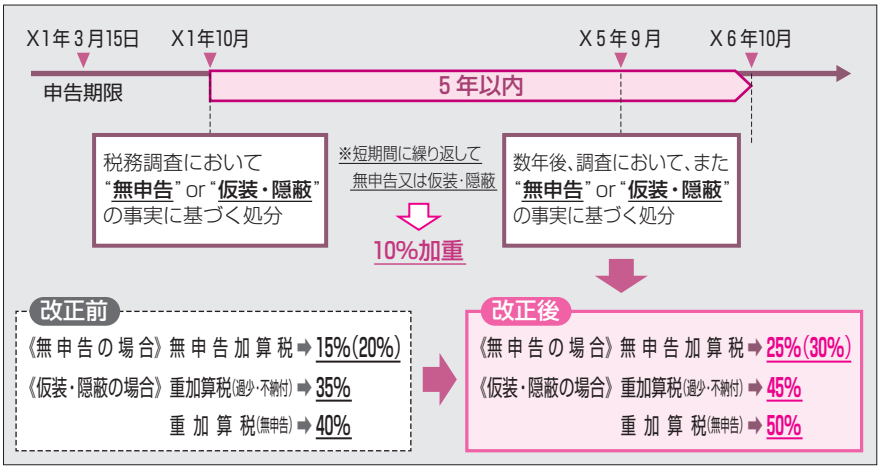

（平成28年度税制改正）参考資料③「その他の改正事項」（財務省資料）を基に作成

適用期日 上記①、②の改正は、平成29年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。（平28改所法等附54③）

3 延滞税の計算期間等の改正（平成26年12月12日最高裁判決を踏まえた改正）

（通法61、65、66、68）

延滞税は、一種のペナルティであり、通常は、法定申告期限の翌日から実際の納付日までの日数に応じて日割計算されますが、今回の税制改正では、一定の場合に延滞税を課さない措置が設けられました。

1 改正の背景

この改正の発端となった平成26年12月12日最高裁判決（納税者勝訴）の事実関係は、①納税者が法定納期限内に申告及び納付（100）した後、②土地の評価に誤りがあったことを理由とする更正の請求に対して税務署長が減額更正をし（100⇒50）、その後、③税務署長が土地の評価に誤りがあったとして増額更正（50⇒80）をしたというものです。

このケースにおいて課税庁は、増額更正による増差税額について延滞税が発生すると主張していましたが、最高裁は、更正による税額が当初申告に係る税額を超えていないことや減額更正と同一論点で増額更正されたという事情の下では、増差税額に係る延滞税は発生しないと判断しました。

この最高裁判決を受けて、国税庁は、同一論点で増額の再更正がされる等した過去の同種事案について延滞税を還付する手続を進めています。

2 改正の概要（事例で解説）

申告（100）をした後に減額更正（100⇒60）がされ、その後、更に増額更正又は修正申告（60⇒130）があった場合における延滞税と加算税について、次のような措置が講じられました。

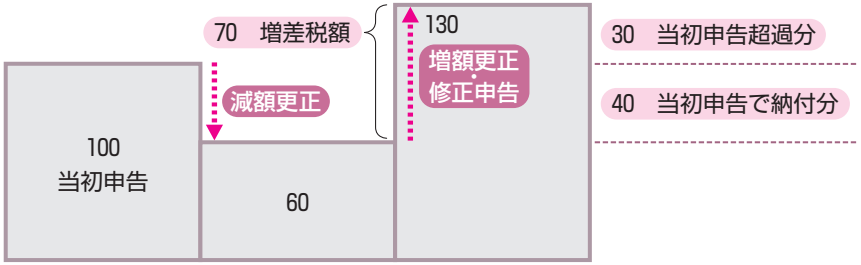

① 延滞税

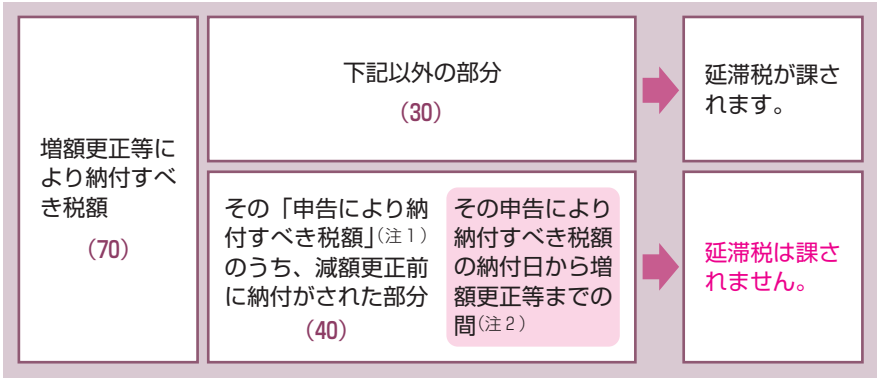

（注１）「申告により納付すべき税額」のうち、未納の税額については、減額更正（減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から１年を経過する日）までの間、延滞税の対象とされます。

（注２）減額更正が「職権による減額更正」の場合です。なお、「納税者からの更正の請求」に基づきされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から１年を経過する日までの期間については、延滞税が課されます。

② 加算税

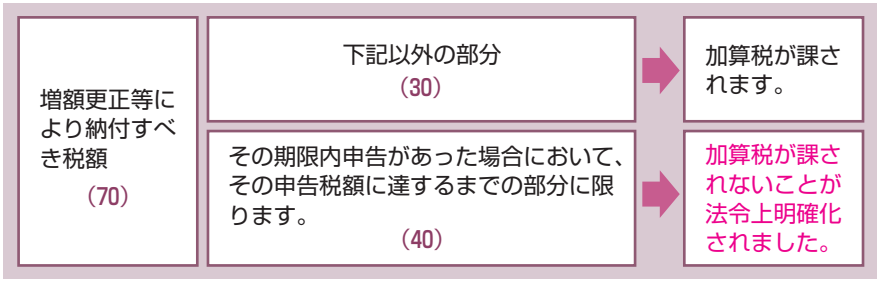

適用期日 上記の改正は、平成29年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。（平28改所法等附54②③）

4 マイナンバーの記載対象書類の見直し

① 税務関係書類（②以外）

（通法124、通規15①、所得税法10、57、195の２、措法４、平28改所法等附４、６、18、54④、58）

平成28年１月１日以後、納税者が税務署等に提出する税務関係書類には、マイナンバーの記載が必要とされていますが、納税者の負担を考慮して、税務関係書類（申告書及び調書等を除きます。）のうち、次の書類については、マイナンバーの記載を要しないこととされました。

マイナンバーの記載を不要とする税務関係書類の分類		具体的な届出書等の例	適用時期
イ	申告等の主たる手続と併せて提出され、又は、個人事業者など申告等を行っている者からその申告等の後に関連して提出されると考えられる書類	• 所得税の青色申告承認申請書 • 所得税の棚卸資産の評価方法の届出書 • 青色事業専従者給与に関する届出書 • 消費税簡易課税制度選択届出書 • 相続税延納・物納申請書 • 納税の猶予申請書	平成29年１月１日以後に提出すべき書類
ロ	税務署長等には提出されない書類であって提出者等のマイナンバーを記載しないこととした場合であっても、所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類	• 非課税貯蓄申込書 • 給与所得者の配偶者特別控除申告書 • 財産形成非課税住宅貯蓄申込書 • 非課税口座廃止届出書	平成28年４月１日以後に提出すべき書類

（注）今回、マイナンバーの記載を省略する対象書類の数は、所得税法など各種税法関連合計で340になりました。

改正の影響　イの書類については、運用上、施行日前においてもマイナンバーの記載がなくとも改めて求めないこととされています。

② 扶養控除等申告書等

（所得税法198、203の５）

給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、その提出をする者の個人番号及びその申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その提出をする者は、そ

の申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないものとされました。

イ	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
ロ	従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
ハ	退職所得の受給に関する申告書
ニ	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

適用期日

上記②の改正は、平成29年１月１日以後に支払を受けるべき給与等又は公的年金等に係る扶養控除等申告書等について適用されます。

（平28改所法等附18②③）

実務上のポイント

平成28年分については、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号の記載をしなくても差し支えありません。

（社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉FAQ「源泉所得税関係に関するFAQ」（国税庁HP）より）

5 スキャナ保存制度の拡充

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則３）

税務署長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の手続に従ってスキャナ保存をすることが認められています。この制度は、昨年度の税制改正によって要件が緩和されましたが、今回さらに、社外において領収書等を記録する場合の手続要件の見直しと小規模企業者の手続要件の特例が措置されました。

1　スキャナ保存に係る承認の要件見直し

国税関係書類（契約書、領収書等の重要書類に限ります。）の受領等をする者がスキャナで読み取りを行う場合には、次に掲げる事項がスキャナ保存に係る承認の要件とされました。

①	国税関係書類の受領等後、その受領等をする者がその国税関係書類に署名を行った上で、特に速やか（３日以内）にタイムスタンプを付すこと
②	記録する国税関係書類が日本工業規格Ａ列４番以下の大きさである場合には、国税関係書類の大きさに関する情報の保存を要しないこと
③	適正事務処理要件のうち、相互けん制要件及び定期検査要件について、次のとおりとされました。 イ　相互けん制要件➡国税関係書類の受領等をする者以外の者が記録事項の確認（必要に応じて原本の提出を求めることを含みます。）を行うこととすることで足りること ロ　定期検査要件➡定期検査を了するまで必要とされている国税関係書類の原本保存を本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて行うこと
④	小規模企業者（中小企業基本法に定める小規模企業者をいいます。）である場合にあっては、上記③ロの定期検査要件について、税務代理人による検査とすることにより、上記③イの相互けん制要件を不要とすることができること

◉ 小規模企業者の特例

《特例：経理担当者等の内容確認を不要とし、税理士等が事後検査》

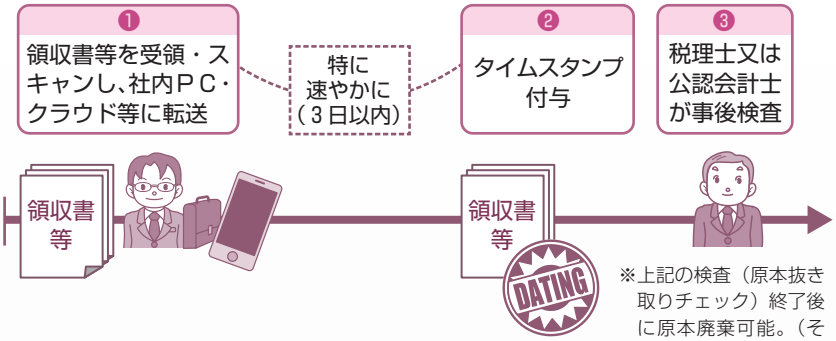

（経済産業省資料を基に作成）

2　その他の見直し

①	スキャナについて、原稿台と一体となったものに限定する要件が廃止されました。
②	スキャナに係る階調の要件について、デジタルカメラ、スマートフォン等の機器に対応した取扱いを行うこととされました。
③	その他所要の措置が講じられました。

適用期日　上記の改正は、平成28年９月30日以後に行う承認申請について適用されます。（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年財務省令第26号）附則②）

実務上のポイント

上記の「スキャナ」とは、原稿をデジタル画像にデータ変換する入力装置を指し、デジタルカメラやスマートフォン等の機器も含まれます。

6 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げにあわせて廃止される一方、自動車税及び軽自動車税については、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割が平成29年４月１日から導入されます。

① 自動車取得税の廃止

（地方税法第二章第七節、平28改地法等附10、11）

自動車取得税は、平成29年３月31日をもって廃止されます。同日までの自動車の取得に対して課される自動車取得税については、なお従前の例によるなど、所要の措置が講じられました。

② 自動車税及び軽自動車税における環境性能割の創設

（地方税法145他、442他、平28改地法等附13、14、19、20）

平成29年４月１日から自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が設けられます。これに伴い、改正前の自動車税及び軽自動車税がそれぞれ種別割とされるなど、所要の措置が講じられました。

③ グリーン化特例の見直し及び延長

（地方税法附則12の３、30、平28改地法等附13、14、19、20）

自動車税及び軽自動車税において講じている、燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、登録車の燃費性能の向上に応じて対象を重点化しつつ、適用期限が平成29年３月31日まで１年延長されました。

7 その他の改正

1 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額引上げ

（地方税法施行令56の88の２）

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとされました。

		改正前		改正後
①	基礎課税額に係る課税限度額	52万円	▶	54万円
②	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額	17万円	▶	19万円

2 国民健康保険税の減額対象所得基準の引上げ

（地方税法施行令56の89）

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとされました。

		改正前		改正後
①	５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額	26万円	▶	26.5万円
②	２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額	47万円	▶	48万円

適用期日 上記の改正は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用されます。

（平28改地令附13）

監修 税理士 杉田宗久

執筆 税理士 上西左大信、税理士 佐藤善恵

企画・制作 清文社